（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十条の二　法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉の名称

四　廃止措置の対象となることが見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地

五　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六　廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

七　廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

八　廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

九　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

十　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

十一　第百十一条第一項第六号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

十二　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

十三　廃止措置の実施体制

十四　廃止措置に係る品質保証計画

十五　廃止措置の工程

十六　廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第百十条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第百十条の三　法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第百十条の四　発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉の名称

［四～十一　略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［条を加える。］

［条を加える。］

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条　法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

［四～十一　同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～三　同上］

四　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［条を加える。］